

令和7年2月20日
奈良県コンベンションセンター

障害者等に対する使用料の減免措置について（ご案内）

障害者が行う文化の発展、福祉の増進に関する活動等を推進するため、下記の通り使用料の減免措置を実施しています。

【実施概要】

- ◇ 減免の対象施設・減免の額
対象施設：全ての施設
減免の額：施設使用料の半額

- ◇ 減免の対象となる施設利用者
障害者及び障害者団体
障害者：都道府県知事から身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けた者
障害者団体：県障害福祉課から県有施設減免利用登録団体登録証（以下「登録証」という。）の交付を受けた団体

- ◇ 減免の対象となる利用
次の①～③のいずれかに該当する利用であり、政治活動、宗教活動、営利活動であるときを除く。
①出演者又は聴衆のいずれかの総数のうち、障害者の数が概ね半数以上を占める利用
②展示作品者の総数または、展示作品の総数のうち、障害者の数が概ね半数以上を占める利用
③施設使用者の総数のうち、障害者の数が概ね半数以上を占める利用

- ◇ 減免の方法
障害者：利用予約時に手帳を提示する。提示が困難な場合は誓約書を提出する。
障害者団体：利用予約時に登録証を提示する。

- ◇ その他
 - ・駐車場の使用料については、障害者が乗車している自動車に限り、手帳の提示により使用料の全額を減免する。
 - ・その他、詳細については下記窓口までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ窓口】

奈良県コンベンションセンター 予約・催事担当
Tel.0742-32-2290 E-mail: info@nara-cc.jp